（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）

第四十四条　［略］

２　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十四条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　略］

（高齢運転者等支援室）

第四十五条　［略］

（国際対策室）

第四十六条　［略］

第五款　警備局

第四十七条～第五十七条　［略］

第六款　情報通信局

第五十八条～第六十三条　［略］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十四条　［略］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十五条～第九十一条　［略］

第二款　科学警察研究所

第九十二条～第百十条　［略］

（附属鑑定所）

第百十一条　［略］

２　附属鑑定所は、第百二条第二号、第百三条第二号、第百四条第二号及び第百五条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［３～９　略］

（法科学研修所）

第百十二条　［略］

第三款　皇宮警察本部

第百十三条～第百三十二条　［略］

（東京オリンピック・パラリンピック交通対策室）

第四十三条　［同上］

２　東京オリンピック・パラリンピック交通対策室においては、令第三十四条第一号から第三号までに掲げる事務のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（第五十三条第二項において「大会」と総称する。）に関する事務（交通管制技術室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

［３・４　同上］

（高齢運転者等支援室）

第四十四条　［同上］

（国際対策室）

第四十五条　［同上］

第五款　警備局

第四十六条～第五十六条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第六款　情報通信局

第五十七条～第六十二条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第七款　警察庁顧問

（警察庁顧問）

第六十三条　［同上］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第六十四条～第九十条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

第二款　科学警察研究所

第九十一条～第百九条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（附属鑑定所）

第百十条　［同上］

２　附属鑑定所は、第百一条第二号、第百二条第二号、第百三条第二号及び第百四条第四号に定める鑑定及び検査のうち、科学警察研究所長が指定する鑑定及び検査に関する事務をつかさどる。

［３～９　同上］

（法科学研修所）

第百十一条　［同上］

第三款　皇宮警察本部

第百十二条～第百三十一条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］